

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月20日

奈良県知事  
山下 真 殿

奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目2番2号  
三郷町商工会 会長 岡島 三千男

奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号  
三郷町長 森 宏 範



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：谷口昌義

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町は住環境に恵まれている一方、過去に大和川による水害に苦しめられてきた歴史がある。当町のハザードマップによると3mを超える浸水箇所が大和川沿いに予想されており、支流を含め浸水の可能性が高い地区が10地区ある。

中小企業が多く立地するJR三郷駅前浸水被害を受けやすい地区となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部から市街化地区の一部にかけて、がけ崩れ、土石流の恐れがある地区があり、企業地としては制限等があり不向きになっている。

(地震：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、生駒断層帯地震発生を想定し、震度7と非常に大きい揺れを想定している。

(その他)

平成29年台風21号において大雨、洪水、暴風、土砂災害等広い範囲に多大な被害を及ぼし、大和川河川水位が8.06mに達したことによりJR三郷駅周辺の家屋の一部損壊、床上、床下、土砂崩れ等の被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 三郷町の事業者の状況 (R3経済センサスー活動調査)

・全事業者数 454者 (商工業者も含む)

|    |                 | 事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|----|-----------------|------|----------------|
| 業種 | 農林漁業            | 4    | 町内に広く分布        |
|    | 建設業             | 41   | 町内に広く分布        |
|    | 製造業             | 38   | 町内に広く分布        |
|    | 電気・ガス・熱供給・水道業   | 2    | 町内に広く分布        |
|    | 情報通信業           | 5    | 町内に広く分布        |
|    | 運輸業・郵便業         | 3    | 町内に広く分布        |
|    | 卸売業・小売業         | 89   | 町内に広く分布        |
|    | 金融業・保険業         | 5    | 町内に広く分布        |
|    | 不動産業・物品賃貸業      | 36   | 町内に広く分布        |
|    | 学術研究・専門、技術サービス業 | 26   | 町内に広く分布        |
|    | 宿泊業・飲食サービス業     | 39   | 町内に広く分布        |
|    | 生活関連サービス業・娯楽業   | 30   | 町内に広く分布        |

|  |                   |    |         |
|--|-------------------|----|---------|
|  | 教育・学習支援業          | 25 | 町内に広く分布 |
|  | 医療・福祉             | 74 | 町内に広く分布 |
|  | 複合サービス事業          | 2  | 町内に広く分布 |
|  | サービス業（他に分類されないもの） | 35 | 町内に広く分布 |

### 3) これまでの取組

#### ①当町の取組

- ・大和川の氾濫に備えた避難訓練
- ・地域での地区別防災訓練
- ・被災地への職員派遣
- ・災害備蓄品購入事業
- ・自主防災組織支援事業
- ・防災士育成事業

#### ②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合や、損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防火管理者の設置
- ・会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援

## II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な行動計画が無く、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

近年は、自然災害等が多発しており、行政をはじめ、当会と事業者間における地域ネットワークによる協力体制の構築が課題といえる。

更には、緊急時に備えた共済・保険に対する助言を行える当会職員のスキルアップも必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄及びテレワーク環境の整備の推進、リスクファイナンス対策として保険加入の必要性を周知する必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する
- ・被災後は、早期に事業を立て直すことができるように、各種の共済や損害保険への加入を推進する。
- ・感染症の発生時には、(なお感染症には発生のタイミングはありません)「国内感染者発生期」「事業所内感染者発生期」等段階を細分化し、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつ・どこで発生するかを予測するのは困難であり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 本計画策定を機に、令和6年度内に、当会自身のBCP計画策定を目指す。

③ 関係団体等との連携

- ・ 奈良県商工会連合会との連携を強化し、奈良県火災共済協同組合や、損保会社に専門家の派遣を依頼し、町内事業者を対象とした普及啓発セミナーや共済・損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示・チラシの設置依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCPの策定等支援および取組状況の確認
- ・ （仮称）三郷町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード8.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後は、速やかに職員の安否報告を行う。同時に職員の家族の安否確認や、住所周辺の道路状況や建物倒壊状況を確認し、関係機関に状況を報告する。
- ・ 電話連絡サービスの喪失も想定されるので、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を確認する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は三郷町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。
- ・ これらで取得した情報を当会と当町で共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における場合) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

(地震における場合) 建物の倒壊や、道路の損壊、堤防の決壊など命の危険がある場合は、まず職員自身の安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

|           |  |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大な被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>  |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

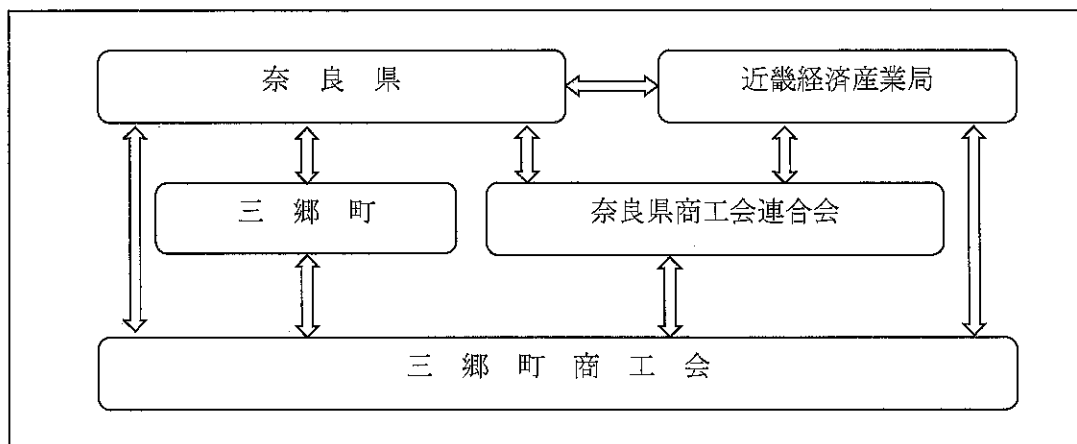
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| ～2週目    | 1日に2回共有する |
| 3週目～4週目 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降   | 2日に1回共有する |

- ・オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務等の変則労働を導入することも視野に入れ体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、三郷町と協議する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

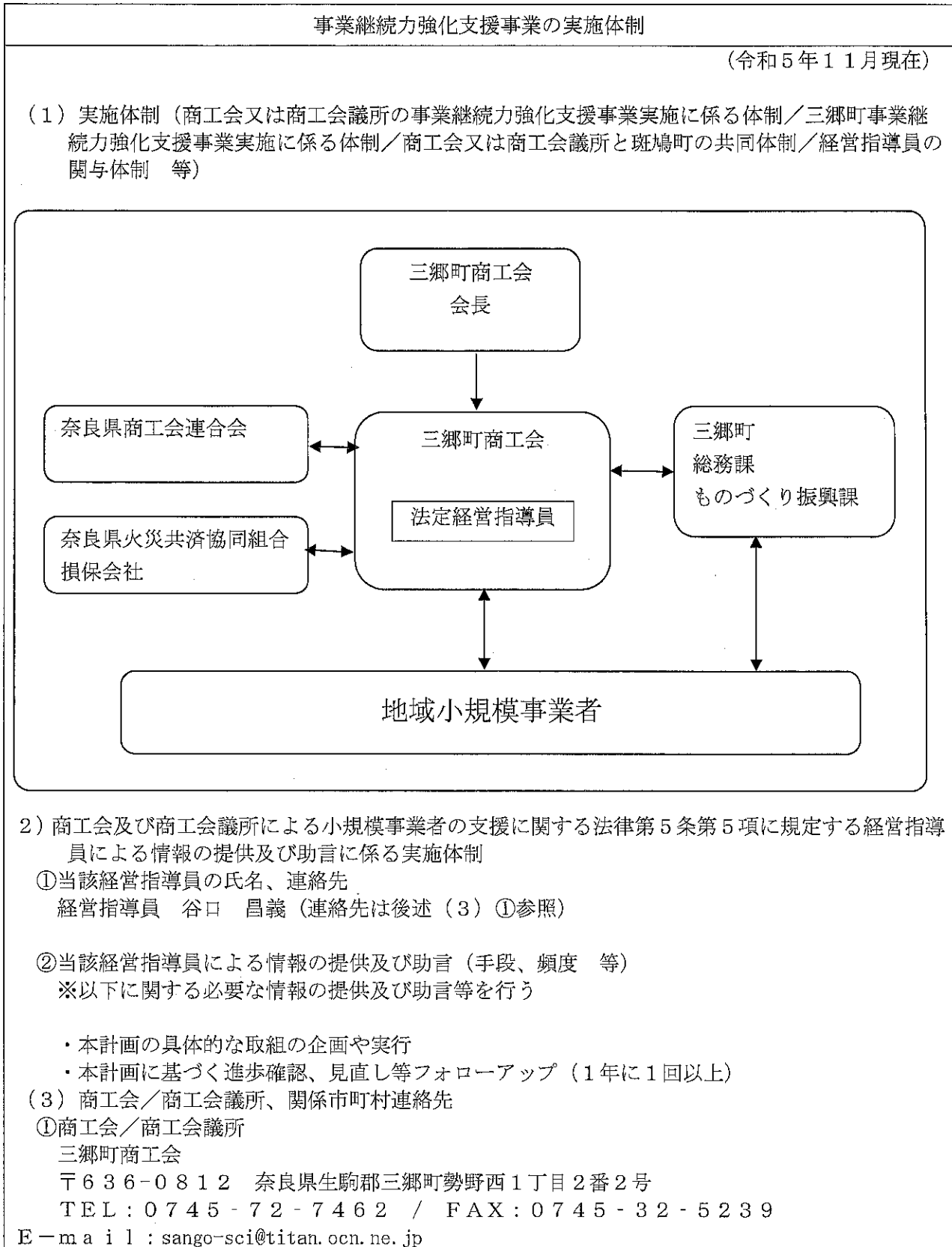
- ・奈良県や三郷町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



② 関係市町村

三郷町役場 総務課・ものづくり振興課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号

TEL:0745-73-2101 / FAX:0745-73-6334

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

|           | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 必要な資金の額   | 230,000 | 130,000 | 230,000 | 130,000 | 230,000 |
| ・ 専門家派遣費  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  |
| ・ セミナー開催費 | 100,000 | 0       | 100,000 | 0       | 100,000 |
| ・ 広報費     | 60,000  | 60,000  | 60,000  | 60,000  | 60,000  |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                  |
|-----------------------|
| 会費収入、事業収入、各種補助金・助成金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。